



今月の納期

国保税	10期
-----	-----

市税は納期内に納めましょう
納税には便利な口座振替をご利用ください

夜間納税相談

市税	
とき	3月25日(水)~31日(火) 土・日・曜日を除く) いずれも20時まで
ところ・詳細	納税課(市役所2階2番窓口) ☎32 6274
国保税	
とき	3月26日(木)、30日(月)、31日(火) いずれも20時まで
ところ・詳細	国保税(市役所1階22番窓口) ☎32 6426

18時以降は庁舎東側の夜間出入り口をご利用ください

3月の献血

日	時間	場所
2日(月)	10:00~13:00 14:15~16:00	マックスパリュ澄川町店
5日(木)	10:00~11:30	日胆農業会館
	12:10~13:00	日軽北海道
9日(月)	14:40~16:00	勤医協苫小牧病院
	10:00~11:30	フードD双葉食彩館
	12:00~13:00	苫小牧栗林運輸
13日(金)	14:30~16:00	苫小牧東病院
	10:00~12:30	苫小牧警察署
17日(火)	10:00~11:30	ホワイトパークサンシャイン
	12:30~13:30	道央佐藤病院
19日(木)	15:00~16:00	三星本社工場
	10:00~11:30	日産北海道サービスセンター
23日(月)	12:00~13:00	苫小牧中央青果
	14:30~16:00	同樹会苫小牧病院
23日(月)	10:00~11:00	王子ネピア苫小牧工場
	11:40~12:40	松本鐵工所

詳細 市献血推進協議会(社会福祉協議会) ☎32-7111



税金

確定申告の申告相談について
確定申告はお早めに

詳細 下水道計画課 ☎(32) 6604



新規指定排水設備工事事業者のお知らせ

名称 有限会社 大進
代表者 紙谷好宜
住所 室蘭市海岸町1丁目20番41号
☎0143(23)6681

確定申告は、インターネット経由で自宅から申告することができます
http://www.e-tax.nta.go.jpで詳細をご覧ください

e-gao7 期間中は税務署に申告相談会場を設置していません



苫小牧税務署では、所得税(譲渡所得などを含む)・消費税(個人事業者)・贈与税の申告相談を行っています
とき 3月16日(月)まで(土・日曜日を除く) いずれも9時~11時
30分、13時~16時
30分

ください

詳細 苫小牧税務署 ☎(32) 3165

軽自動車などの異動手続きをお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在軽自動車などを所有している方に課税される税金です。軽自動車やオートバイなどを譲渡、廃車した場合や転居した場合は、名義変更や住所変更などの異動手続きが必要となります。なお、3月末までに廃車手続きがされない車両は、車検切れの場合も、翌年度課税されますので、お早め異動手続きを行ってください

4 4 市民税課 ☎(32) 62

車種別届け出先一覧表

区分	手続き場所
原動機付自転車(125cc以下)	市役所市民税課 ☎32 6244
小型特殊自動車	勇払・のぞみ出張所
軽自動車(660cc以下)	室蘭地区軽自動車協会 ☎0143 43 4441
軽二輪(125cc超250cc以下)	北海道運輸局室蘭陸運支局 ☎0143 44 3011
二輪の小型自動車(250cc超)	

表1 所得限度額表

本人の所得限度額		配偶者・扶養義務者の所得限度額	
扶養人数	所得金額	扶養人数	所得金額
0人	1,595,000円	0人	6,287,000円
1人	1,975,000円	1人	6,536,000円
2人	2,355,000円	2人	6,749,000円
3人	2,735,000円	3人	6,962,000円

1~7月の医療費の場合は前々年分

表2 負担基準額表

負担区分	負担基準額	支給限度額
一定以上所得者(注1)	80,100円	69,900円
一般(注3)	44,400円	35,700円
低所得者(注2)	24,600円	10,800円

(注1)一定以上所得者とは、課税所得が145万円以上の方が同一世帯にいる方
(注2)低所得者は、世帯員全員が市民税非課税の方
(注3)一般は、注1、2以外の方

医療費助成の手続きを忘れていませんか

詳細 医療助成課 ☎32 6416

下表の対象の方に、病院などにかかったときの医療費の一部を助成しています。まだ申請していない方は手続きをしてください

申請先 医療助成課(市役所1階6番窓口)、勇払・のぞみ出張所
必要書類 健康保険証のほか、制度により必要書類があります

制度名	対象者	助成内容	自己負担の内容
重度心身障害者医療	●身体障害者手帳1~3級をお持ちの方 ●IQ 50以下の知的障害の方 ●精神障害者福祉手帳1級をお持ちの方 65歳から74歳までの方は、上記のほか長寿(後期高齢者)医療制度に加入していること	入院および通院 精神は通院のみ	就学前の乳幼児・市民税非課税世帯の方 初診時一部負担金を負担 内科 580円 歯科 510円 柔道整復 270円 訪問看護 1ヵ月8,000円 上記以外の方 医療費の1割を負担
ひとり親家庭等医療	●18歳未満で母子および父子家庭の児童とその親 ●18歳未満で両親が死亡などで両親以外の方に扶養されている児童 ●両親どちらかが身体障害者手帳1・2級をお持ちの方の配偶者と扶養されている児童 18歳以上20歳未満で学生や未就労により扶養されている場合は、特例があります		●1医療機関ごとの自己負担限度額 外来 1ヵ月12,000円 入院 1ヵ月44,400円 訪問看護 1ヵ月12,000円
乳幼児医療	0歳~就学前(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の乳幼児		●1ヵ月の自己負担限度額 外来 12,000円 世帯 44,400円

高齢者(入院)医療費助成制度のお知らせ

65歳から69歳の所得要件を満たしている方に、入院時の医療費の一部を助成しています。ただし、後期高齢者医療被保険者、生活保護受給者は除きます
所得要件 ●65歳~66歳 本人、配偶者、扶養義務者それぞれの前年の所得金額が左表1の所得限度額以下である
●67歳 本人の前年の市民税課税標準額が180万円以下である
●68歳~69歳は所得の制限はありません



暮らし

助成内容 医療機関に入院し、1ヵ月の自己負担額が左表2の負担基準額を超えた場合は、請求により支給限度額を上限に支払われます
助成は過去1年間に3回まで(4回目以降は支給の対象になりません)。また、自己負担額には、食事代や健康保険適用外の費用は除かれます
必要書類 健康保険証、領収証、印鑑、銀行口座(ほか必要書類あり)
申し込み 医療助成課(市役所1階6番窓口)、勇払・のぞみ出張所
詳細 医療助成課 ☎(32) 6416